

# 県内の介護事業者困惑

介護サービス提供事業者に支払われる介護報酬について政府が、二〇二五年度改定で2・27%引き下げの方針を固めたことに対し、県内の事業者には波紋が広がっている。収入に当たる介護報酬を引き下げる一方で、職員の待遇を改善するため一人当

## 報酬引き下げ方針

たりの賃金を平均一万二千円程度アップさせることしており、県内の事業者からは十日、「県内に多い小さな事業所には厳しい。サービス水準を低下させることはできないし」などの声が上がった。

(山内道朗)

△(特養)などが加盟する  
県内の特別養護老人ホーム

## 小規模での運営厳しく

県老人福祉施設協議会の荒木博文会長(左)は、どこも施設も配置基準以上の職員を置かなければサービスができない実態を指摘。その中で賃金アップに「研修費とか何かを圧縮せざるを得ない。一般の事業者のようには、もつからないという

理由でやめるわけにはいかない」と各事業所のやりくりを心配する。県内の特養施設長の一人も「多くの事業所を抱える法人は介護報酬が下がってもやっているといるが、一つや二つの施設の運営ではきついな」と困惑気味だ。

訪問介護やデイサービスの事業者も今後を注視する。県ホームヘルプサービス事業者協議会の田原薫会長(左)は「大都市圏ではヘルパーが集合住宅に行き、複数の世帯でサービス提供できるが、(持ち家率の高い)福井では移動の時間も

かかり、大都市圏とは働き方が違う」と困惑。「施設運営と並行して在宅介護ならまだやっているといるが、週に数回の訪問介護だけを行う小さな事業所は厳しい」と、地域福祉の崩壊を懸念する。

引き下げ理由には、財務省が特養の利益率の高さを指摘していることや、消費税増税の先送りなどが挙げられている。荒木会長は「財務省はたった一カ月分だけの調査で利益率9・7

%と言っているが、全国老人福祉施設協議会の調査では約4%しかない。実態や現場にもっと目を向けてほしいし、財源ありきではなく地域に必要なサービス充実を」と訴える。

職員の賃金アップに充てる加算制度の拡充が盛り込まれるもの、一定の条件が設けられるとされる。さらに、一部利用者の負担増も想定され、改定の影響は事業者側だけにとどまらない見通しだ。